

次の委託業務について、公募型プロポーザルを実施しますので公告します。

令和6年(2024年)12月20日

鎌倉市長 松尾 崇

## 1 業務概要

- (1)業務名 令和6～7年度旧諸戸邸装飾等修繕計画及び耐震改修工事実施設計業務委託
- (2)業務内容 旧諸戸邸改修等工事に係る装飾等修繕計画及び耐震改修工事実施設計業務一式  
耐震判定委員会の評価取得、解体調査及び装飾等修繕計画の作成を含む
- (3)履行期間 契約締結日から令和8年(2026年)2月13日まで
- (4)事業費限度額 26,917,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)
- (5)本プロポーザルは電子入札運用基準に基づき、かながわ電子入札共同システム(以下「システム」という。)により行います。

その他の詳細については、「令和6～7年度旧諸戸邸装飾等修繕計画及び耐震改修工事実施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領」をご覧ください。

## 2 契約保証金

- (1)契約者は契約締結と同時に、契約金額の10/100以上の契約保証金を納付しなければなりません。
- (2)鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)第5条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

## 3 前払金

適用しません。

## 4 システム操作

システムの操作については、ホームページをご覧ください。

[https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/manual\\_dennyu.html](https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/manual_dennyu.html)

「入札方式別マニュアル(公募型プロポーザル方式)」を閲覧またはダウンロードしてご確認ください。

また、システム操作に関することは、コールセンター(電話番号:0120-921-182)にお問い合わせください。

## 5 その他

- (1)契約候補者が契約締結までに、参加資格要件のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2)契約の締結に当たっては契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は契約候補者の負担とします。
- (3)契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4)次に掲げる提案書は無効とします。
  - ア 参加資格要件を満たさない者が行った場合。
  - イ 参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った場合。
  - ウ ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを完了しないまま当該ICカードを使用してプロポーザルに参加し、入札後に事実が発覚した場合。
  - エ 他人名義のICカードを不正に取得し、又は使用して行った場合。
  - オ 電子入札システムの不正に利用し、又は電子証明書を不正に使用して行った場合。
  - カ 契約締結前に談合情報があり、審査の結果談合の事実があったと認められた場合。
  - キ その他このプロポーザルに関する条件に違反した場合。
- (5)公正にプロポーザルを執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、本件を中止又は延期することがあります。
- (6)本プロポーザルを中止又は延期した場合において、そのために要した費用を本市に請求することはできません。
- (7)前各号に定めるもののほか、各種法令、鎌倉市契約規則及び応募要領の定めるところによります。

## 6 問い合わせ先等

- (1)契約担当課  
鎌倉市総務部契約検査課 契約担当  
電子メール: keiyaku@city.kamakura.kanagawa.jp  
電話番号: 0467-61-3982(直通)  
FAX: 0467-23-7901
- (2)業務担当課(プロポーザル審査会事務局)  
鎌倉市総務部公的不動産活用課 公的不動産活用担当  
電子メール: facility@city.kamakura.kanagawa.jp  
電話番号: 0467-23-3000(代表) 内線2567